



## マイカー通勤手当の非課税限度額、11年ぶりに引き上げへ

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)について適用されます。非課税限度額は、片道距離に応じて段階的に設定されています。今回の引き上げ幅は200円から最大7,100円で、特に長距離通勤者の負担軽減が図られています。

主な改正後の限度額は以下の通りです。

- ・10km以上15km未満:7,100円 → 7,300円(+200円)
- ・15km以上25km未満:12,900円 → 13,500円(+600円)
- ・25km以上35km未満:18,700円 → 19,700円(+1,000円)
- ・35km以上45km未満:24,400円 → 25,900円(+1,500円)
- ・45km以上55km未満:28,000円 → 32,300円(+4,300円)
- ・55km以上:31,600円 → 38,700円(+7,100円)

なお、片道2km未満は従来どおり全額課税、2km以上10km未満は4,200円で据え置きとなります。

今回の改正は、2014年以来、据え置かれていた限度額を見直すものです。ガソリン価格は過去10年間で約1.3倍に上昇しており、通勤者の実質負担が増加していました。このため、政府は物価高対策の一環として非課税枠を拡大しました。改正は2025年4月から遡及適用されるため、改正前に改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、企業は令和7年分の年末調整や源泉徴収票で対応が必要です。

企業は、就業規則や給与規程における通勤手当の支給基準も見直す必要があります。非課税限度額を上限としている場合、改正後の金額に合わせた調整が求められます。また、限度額を超える支給分は課税対象となり、社会保険料の算定基礎にも影響するため、正確な距離区分の把握と管理が重要です。

「通勤手当の非課税限度額の引上げについて(国税庁)」(令和7年11月19日)は、  
こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/pdf/01.pdf>

